

木造戸建住宅の耐震補助事業

- 地震に対する住宅の倒壊等を防止し、被害の軽減を図ることを目的とした事業です。
- 耐震診断費、耐震改修計画作成・耐震改修工事費(当該住宅を撤去した土地で行う新築工事についても対象となります)及び除却工事費の一部を助成します。
- 本事業につきましては、「長崎市暴力団排除条例」の制定に伴い、申請者が暴力団員又は暴力団関係者の場合は受け付けることができません。

1.耐震診断支援事業

- ◆内 容：昭和56年5月31日以前に着工した木造戸建住宅の耐震診断
※対象となる住宅の要件有り
- ◆補助額：診断費61,500円のうち、**51,000円**を助成
(自己負担額：10,500円)
- ◆その他：一般社団法人 長崎県建築士事務所協会より耐震診断士を派遣します
★詳しくは2～3ページをご覧ください。

2.耐震化総合支援事業

- ◆内 容：耐震診断の結果、「耐震基準に適合しない」と判断された住宅に対する耐震基準に適合させるための改修設計及び工事
- ◆補助額：耐震改修工事費の4/5 (**限度額100万円**) を助成 **※建替えの場合も同額**
(対象経費に当該耐震改修工事に係る耐震改修計画の作成に要する費用の額を加えることができます。)
※耐震改修工事に併せて防火改修工事を行う場合は、上乘せ(※指定地域のみ対象)があります。
- ◆その他：計画は建築士法第2条に規定する建築士によって作成されたものに限る。
工事を行う業者は、市内に本店、支店、営業所等を有する事業所で、かつ建設業の許可を受けた事業所等
★詳しくは4～6ページをご覧ください。

3.除却工事支援事業

- ◆内 容：耐震診断の結果、「耐震基準に適合しない」と判断された住宅の除却
(※指定地域のみ対象)
- ◆補助額：工事費の23/100 (**限度額30万円**) を助成
- ◆その他：工事を行う業者は、市内に本店、支店、営業所等を有する事業所で、かつ建設業の許可を受けた事業所または解体工事業に係る登録を受けた者等
★詳しくは7～8ページをご覧ください。

1. 耐震診断支援事業

《対象住宅の要件》

長崎市内に存する木造戸建住宅で、次の各号のいずれにも該当するもの

- (1) 旧基準木造住宅（昭和56年5月31日以前に着工したもの。）または、次のいずれかに該当するもの
 - ①昭和56年12月末日までに、固定資産税課税台帳に記載されているもの
 - ②不動産登記簿謄本の原因およびその日付により、昭和56年8月末日以前のもの
 - ③昭和56年5月31日以前に工事届出が受理されたもの
- (2) 階数が3以下のもの
- (3) 在来軸組工法、伝統的工法または枠組壁工法により建築されたもの（混構造のものにあっては、立体的なもので、その木造部分に限る。）
- (4) 所有者又は所有者の二親等以内の親族（市税を滞納していない者に限る。）が、現に居住しているもの又は耐震改修工事後30日以内に居住するもの。ただし、除却工事を行うものに係る耐震診断を行うときは居住についてはこの限りではない
- (5) 過去に補助金を受けて耐震診断を受けていない住宅
- (6) 平成12年6月1日以降に増築工事を着工していないもの

《助成内容》

耐震診断に要する費用の61,500円のうち、**51,000円**を助成する。

（自己負担額・・・10,500円）

※一般社団法人 長崎県建築士事務所協会より耐震診断士を派遣します。

《申込先》

長崎市役所 建築指導課（桜町4番1号 長崎商工会館5階）に申し込み。ただし、申し込みを行う前に事前の相談が必要です。原則として申請者が窓口までお越しください。また、お電話（☎095-829-1174）でも相談を受け付けています。

必要書類

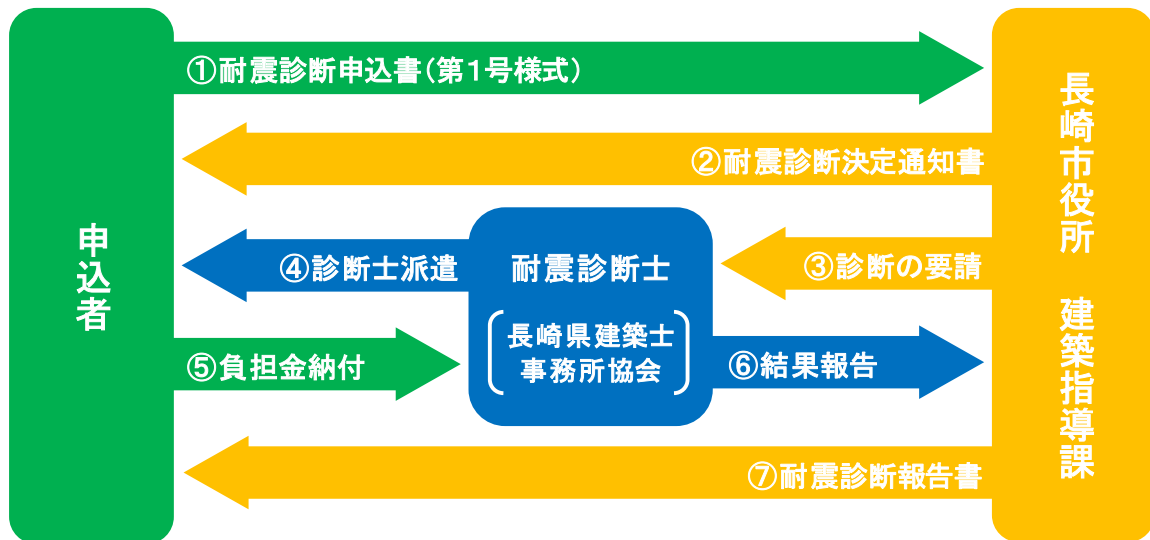
- ①木造住宅耐震診断申込書…1部
 - ②申込みされる方の完納証明書[市税に滞納がない証明書]（各地域センターで発行）
 - ③案内図（地図など）
 - ④建築年(月)が確認できる書類
例 登記簿の写し、固定資産税家屋台帳（中央地域センターを除く各地域センター及び資産税課（市役所本館2階）で発行）等
- ※住宅の所有者以外の者が申し込む場合等、所有者との続柄がわかる書類（戸籍等）が必要な場合があります。

《申込受付時期》

令和3年4月21日（水）～令和4年1月31日（月）

（予定戸数になり次第締め切ります。）

耐震診断支援事業フロー



各種証明書等の発行について

※各種証明書類には、印鑑や委任状、身分証明書等が必要な場合がありますので、詳しくは各地域センターへお問い合わせください。

(各種証明書類は、お住まいの地域以外の地域センターでも発行できます。)

- | | |
|------------|---------------|
| ・中央地域センター | ☎095-829-1135 |
| ・小ヶ倉地域センター | ☎095-878-5301 |
| ・小榊地域センター | ☎095-865-0740 |
| ・西浦上地域センター | ☎095-848-5151 |
| ・滑石地域センター | ☎095-857-2978 |
| ・福田地域センター | ☎095-865-0111 |
| ・茂木地域センター | ☎095-836-0400 |
| ・式見地域センター | ☎095-841-0211 |
| ・日見地域センター | ☎095-838-3104 |
| ・東長崎地域センター | ☎095-839-5151 |
| ・土井首地域センター | ☎095-878-4534 |
| ・深堀地域センター | ☎095-871-3101 |
| ・香焼地域センター | ☎095-871-4111 |
| ・伊王島地域センター | ☎095-898-2211 |
| ・高島地域センター | ☎095-896-3110 |
| ・野母崎地域センター | ☎095-893-1111 |
| ・三和地域センター | ☎095-892-1111 |
| ・三重地域センター | ☎095-850-1111 |
| ・外海地域センター | ☎0959-24-0211 |
| ・琴海地域センター | ☎095-884-2001 |

2.耐震化総合支援事業

《対象となる計画》

耐震診断の結果、次に定める耐震化のための基準（以下「耐震基準」という。）に適合しない住宅を当該耐震基準に適合させるための耐震改修計画

(1) 住宅の構造耐力上主要な部分

- ①耐震診断の診断表により求められる総合評価のうち上部構造評点が1.0以上のもの
- ②地盤・基礎についての総合評価に注意事項がないもの

(2) 敷地、非構造部材

- ①屋根葺き材や屋根等に設置された設備が、地震の震動や衝撃で落下しないもの
- ②ブロック塀や門柱等が地震の震動や衝撃で倒壊しないもの

※計画は建築士法第2条に規定する建築士（一級建築士、二級建築士及び木造建築士）によって作成されたものに限る。

《対象となる工事》

耐震診断の結果、耐震基準に適合しない住宅を当該耐震基準に適合させるための改修工事（**当該住宅を撤去した土地で行う新築工事を含む。**）

（「地震時等に著しく危険な密集市街地」または「斜面市街地」（11ページ参照）において耐震改修と併せて、次のいずれかの防火改修を1以上行う場合は上乗せして助成）

- ・外壁を防火構造とする工事
- ・軒裏を防火構造とする工事
- ・開口部に防火設備を設ける工事

※工事を行う業者は、次の要件をいずれかに該当する者とする。

1. 市内に本店、支店、営業所等を有する事業所又は本市内に住所を有する個人であって、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた者
2. 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた者であって、市内に本店・支店・営業所等を有しない事業所又は本市内に住所を有しない個人のうち、申請に係る補助対象住宅の建築等を施工した者
3. 市内に本店、支店、営業所等を有する事業所又は本市内に住所を有する個人であって、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を有しない者のうち、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の資格を有するものの監理の下に耐震改修工事及び防火改修工事を行う者

《助成内容》

耐震改修工事に要した費用の5分の4（**限度額：100万円**）を助成します。（対象経費に当該耐震改修工事に係る耐震改修計画の作成に要する費用の額を加えることができます。）

また、耐震改修工事に併せて防火改修工事を行う場合は、上記の額に防火改修工事費に要した費用の2分の1（**限度額：30万円**）を上乗せします。

《申請先》

長崎市役所 建築指導課（桜町4番1号 長崎商工会館5階）

必要書類

1. 耐震改修工事費用のみで申請を行う場合

- ①長崎市安全・安心住まいづくり耐震改修支援事業補助金交付申請書（第4号様式）…1部
- ②申請を行う補助対象住宅の所有者及び建築年月日が確認できる書類
- ③所有者と申請者の関係が確認できる書類及び当該所有者の同意が確認できる書類（所有者と申請者が異なる場合のみ）
- ④申請を行う住宅の納税義務者が確認できる書類及び全相続人の同意が確認できる書類（所有者が不明の場合のみ）
- ⑤耐震診断結果資料（長崎市の耐震診断支援事業を利用しなかった場合のみ）
- ⑥改修計画概要書（仕様書、補強計算書等）
- ⑦工事の内容を示す平面図その他の図面
- ⑧工事費の内訳書
- ⑨改修工事予定箇所の写真

2. 耐震改修計画の作成費用と耐震改修工事費用を合わせて申請を行う場合

- ①長崎市安全・安心住まいづくり耐震改修支援事業補助金交付申請書（第4号様式）…1部
- ②耐震改修計画作成に要する費用の見積書

※上記のほか、1.②～⑤の書類も必要です。

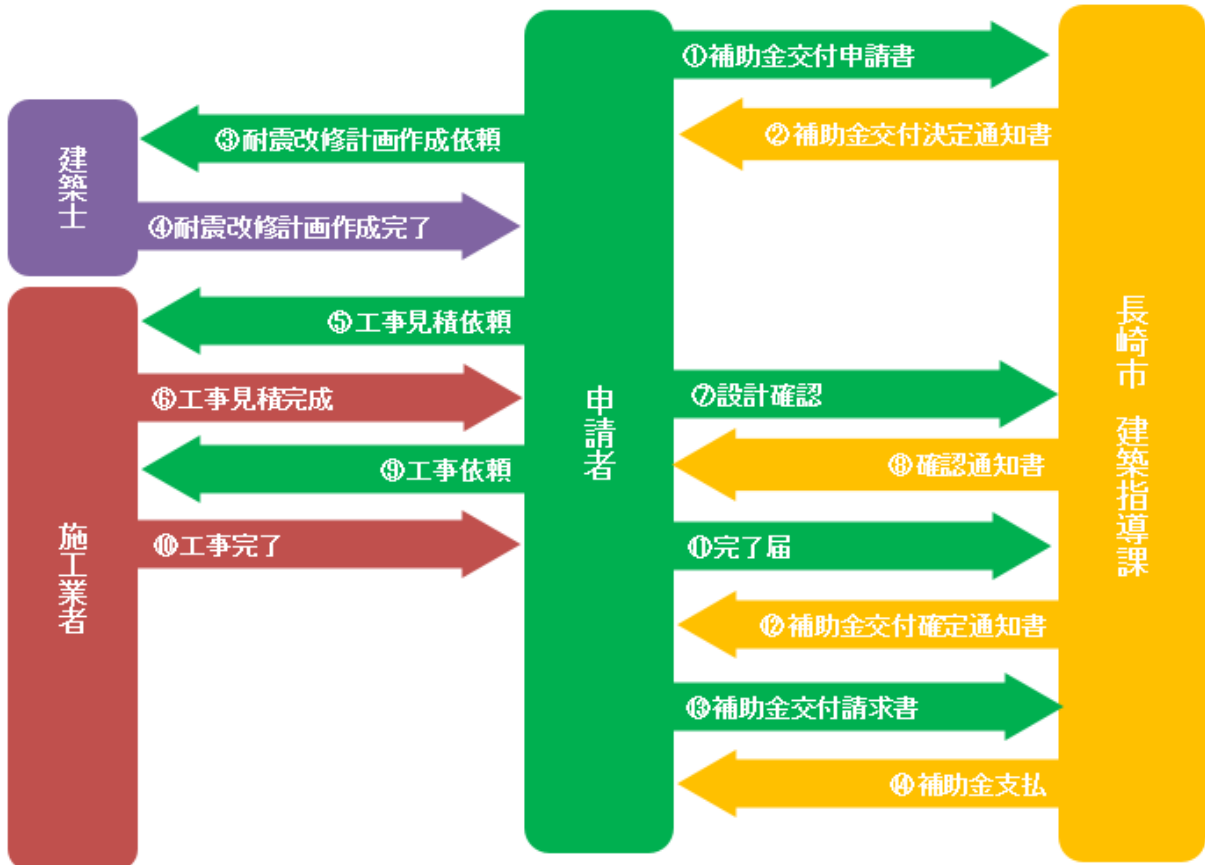
《申込受付時期》

令和3年4月21日（水）～令和3年10月29日（金）

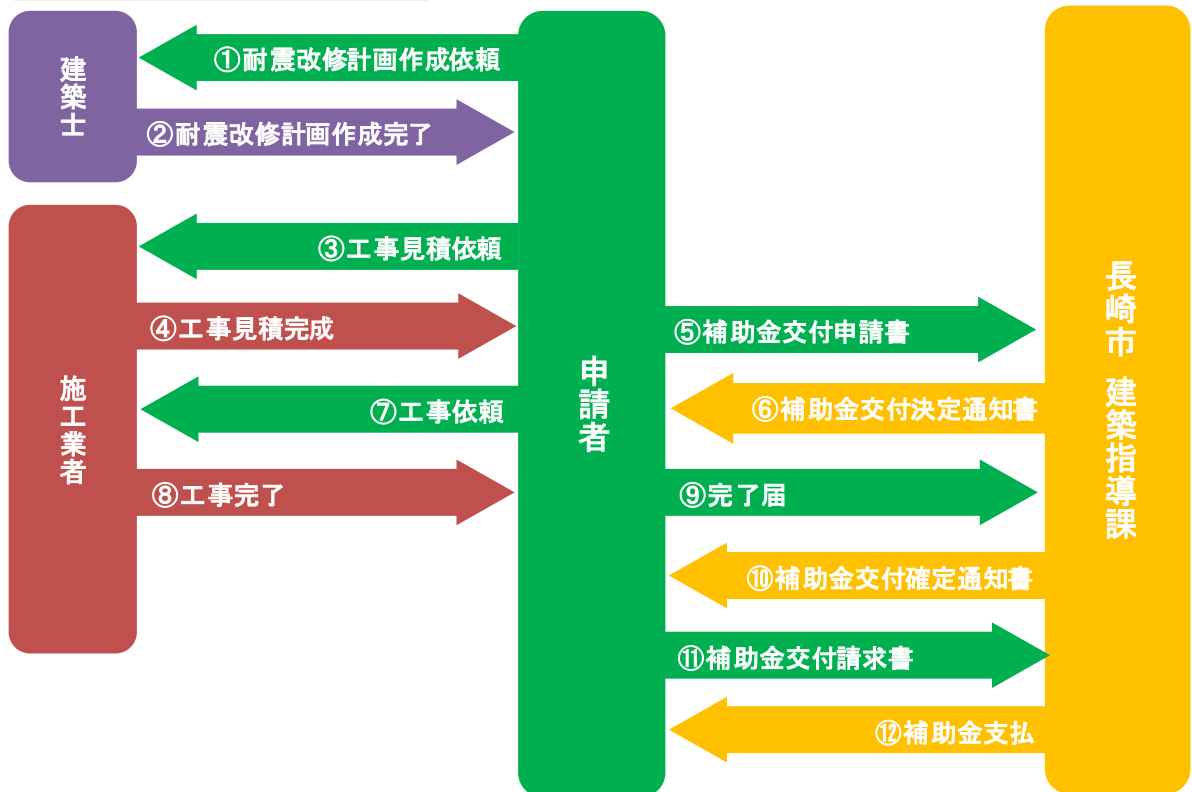
（予算に限りがあり、予定戸数になり次第締め切りとさせていただきます。
申し訳ありません。）

ただし、令和4年2月28日（月）までに、改修工事が完了するものに限りです。

耐震改修計画作成・工事支援事業



耐震改修工事支援事業フロー



3. 除却工事支援事業

《対象となる工事》

旧基準木造住宅のうち、耐震診断の結果耐震基準に適合しない住宅を地震時等による倒壊等の被害の防止を目的として、**1棟全体（基礎部分を含む）**を除却するための除却工事
※「地震時等に著しく危険な密集市街地」または「斜面市街地」（9 ページ参照）で行われる除却工事のみが対象です。

下記に定められる工事は対象となりません。

- (1) 補助金の交付の決定前に着手した除却工事
- (2) 他の制度等に基づく補助金の交付を受けようとする除却工事
- (3) 補助対象建築物の一部のみを除却する除却工事
- (4) 門又は塀を除却する除却工事
- (5) 家財道具を除却する除却工事
- (6) その他市長が不相当と認める除却工事

※工事を行う業者は、次の要件を満たす者とする。

市内に本店、支店、営業所等を有する事業所若しくは市内に住所を有する個人であって、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。）第21条第1項に規定する解体工事業に係る登録を受けた者。ただし、上記の者に依頼ができない客観的又は合理的理由がある場合は、長崎県内に本店、支店、営業所等を有する事業所若しくは長崎県内に住所を有する個人であって、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項に規定する解体工事業に係る登録を受けた者。

《助成内容》

除却工事に要した費用の100分の23（**限度額：30万円**）を助成します。

《申請先》

長崎市役所 建築指導課（桜町4番1号 長崎商工会館5階）

必要書類

- ①長崎市安全・安心住まいづくり除却工事支援事業補助金交付申請書（第15号様式）…1部
- ②申請を行う補助対象住宅の所有者及び建築年月日が確認できる書類
- ③所有者と申請者の関係が確認できる書類及び当該所有者の同意が確認できる書類（所有者と申請者が異なる場合のみ）
- ④申請を行う住宅の納税義務者が確認できる書類及び全相続人の同意が確認できる書類（所有者が不明の場合のみ）
- ⑤耐震診断結果資料（長崎市の耐震診断支援事業を利用しなかった場合のみ）
- ⑥除却工事の内容を示す平面図及び床面積求積図
- ⑦除却工事費の内訳書
- ⑧除却工事予定箇所の写真

《申込受付時期》

令和3年4月21日（水）～令和4年1月31日（月）

（予算に限りがあり、予定戸数になり次第締め切りとさせていただきます。
申し訳ありません。）

ただし、令和4年2月28日（月）までに、除却工事が完了するものに限りです。

4. その他お知らせ

この事業による助成のほか、次の減税措置や制度の活用があります。

《所得税》

平成21年1月1日から令和3年12月31日までに、自らが居住する昭和56年5月31日以前に建築された住宅で、一定の耐震改修を行った場合、耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額から市が交付した補助金額を差し引いた額の10%を控除します。（上限25万円、その年1回のみ）

お問い合わせ先 長崎税務署（☎095-822-4231）

《固定資産税》（工事完了後、3か月以内に申告が必要です。）

昭和57年1月1日以前から所在する住宅について、一定の耐震改修を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額（120㎡相当分まで）を1年間税額の1/2を減額します。（令和4年3月31日までに耐震改修工事が完了したもの）

お問い合わせ先 長崎市役所 資産税課（☎095-829-1131）

《ながさき住みよ家(か)リフォーム補助》

長崎市では、既存住宅の質の向上及び長寿命化の推進を目的に、市内に所有している住宅の改修工事を市内の施工業者に発注される場合に、その改修工事費の一部を最大10万円補助します。ただし、工事の箇所が安全・安心住まいづくり支援事業における耐震改修工事と重複する場合、助成金を重複して受け取ることはできません。

お問い合わせ先 長崎市役所 住宅課（☎095-829-1189）

この概要は、令和3年度の内容を掲載しています。制度の内容は、年度毎に、または年度中に変更される場合がありますのでご注意ください。

「地震時等に著しく危険な密集市街地」または「斜面市街地」

町丁目一覧

五十音順	町丁目
ア行	相生町 青山町 赤迫1丁目 赤迫2丁目 赤迫3丁目 秋月町 飽の浦町 曙町 愛宕1丁目 愛宕2丁目 愛宕3丁目 愛宕4丁目 油木町 石神町 泉1丁目 泉2丁目 泉3丁目 出雲1丁目 出雲2丁目 出雲3丁目 磯道町 稲佐町 稲田町 伊良林2丁目 伊良林3丁目 入船町 岩瀬道町 岩見町 岩屋町 上田町 上野町 梅香崎町 江川町 江の浦町 江平1丁目 江平2丁目 江平3丁目 江里町 扇町 大浦東町 大谷町 大手1丁目 大手3丁目 大鳥町 岡町 音無町 御船蔵町
カ行	籠町 風頭町 片淵3丁目 片淵4丁目 片淵5丁目 金堀町 上小島1丁目 上小島2丁目 上小島3丁目 上小島4丁目 上小島5丁目 上銭座町 上戸町 上戸町1丁目 上戸町2丁目 上戸町3丁目 上戸町4丁目 川上町 川平町 館内町 木鉢町1丁目 木鉢町2丁目 京太郎町 草住町 毛井首町 小ヶ倉町1丁目 小ヶ倉町2丁目 小ヶ倉町3丁目 国分町 小菅町 小瀬戸町 小峰町 米山町
サ行	竿浦町 坂本1丁目 坂本2丁目 坂本3丁目 桜木町 三和町 椎の木町 塩浜町 下町 清水町 十人町 城栄町 昭和2丁目 昭和3丁目 白鳥町 白木町 城山町 新小が倉1丁目 新小が倉2丁目 新戸町1丁目 新戸町2丁目 新戸町3丁目 末石町 銭座町
タ行	高尾町 高丘1丁目 高丘2丁目 高平町 田上1丁目 田上2丁目 田上3丁目 田上4丁目 竹の久保町 立岩町 立山1丁目 立山2丁目 立山3丁目 立山4丁目 立山5丁目 田手原町 辻町 寺町 天神町 土井首町 戸町1丁目 戸町2丁目 戸町3丁目 戸町4丁目 戸町5丁目
ナ行	中川2丁目 中小島1丁目 中小島2丁目 中新町 滑石1丁目 鳴滝1丁目 鳴滝2丁目 鳴滝3丁目 西町 虹が丘町 錦1丁目 錦2丁目 錦3丁目 西北町 西小島1丁目 西小島2丁目 西琴平町 西坂町 西立神町 西泊町 西山1丁目 西山2丁目 西山3丁目 西山4丁目 西山本町
ハ行	橋口町 八景町 花園町 浜平1丁目 浜平2丁目 早坂町 葉山1丁目 葉山2丁目 春木町 東小島町 東琴平1丁目 東琴平2丁目 東立神町 東山町 東山手町 彦見町 日の出町 平瀬町 平戸小屋町 平野町 平山町 深堀町2丁目 深堀町3丁目 深堀町5丁目 深堀町6丁目 富士見町 淵町 古河町 古道町 平和町 宝栄町 本河内1丁目 本河内2丁目 本河内3丁目
マ行	三川町 水の浦町 ミツ山町 緑町 緑が丘町 南町 南が丘町 南山手町 三原1丁目 三原2丁目 三原3丁目 三芳町 目覚町 元町 本尾町 本原町
ヤ行	梁川町 柳田町 柳谷町 矢の平1丁目 矢の平2丁目 矢の平3丁目 矢の平4丁目 弥生町
ワ行	若草町 若竹町

（あて先）長崎市長

申込者住所

氏名

電話

木造住宅耐震診断申込書

私が居住し、又は居住を予定している住宅の耐震診断を受けたいので、長崎市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱第5条第2項の規定により申し込みます。

なお、対象住宅を確認するために長崎市が私に係る固定資産課税台帳、建築確認、住民基本台帳等について照合を行うことに同意します。

1) 住宅の概要	
所在地	長崎県長崎市
工 法	<input type="checkbox"/> 在来軸組工法 <input type="checkbox"/> 伝統的工法 <input type="checkbox"/> 枠組壁工法
種 類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 ※延べ床面積の過半の部分が住宅の用に供するものに限る。
建設年月	年 月
階 数	<input type="checkbox"/> 平家建て <input type="checkbox"/> 2階建て <input type="checkbox"/> 3階建て
2) 添付書類	<input type="checkbox"/> 診断対象住宅の位置図 <input type="checkbox"/> 建築確認に係る通知書の写し又は建設年月が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 市税完納証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
3) 備 考	

受付機関	市

（あて先）長崎市長

申請者住所

氏名

電話



長崎市安全・安心住まいづくり耐震改修支援事業補助金交付申請書

耐震改修計画作成・耐震改修工事をしたいので、長崎市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱第12条（第2項・第3項）の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

1) 住宅の概要	
所在地	長崎県長崎市
種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 ※延べ床面積の過半の部分が住宅の用に供するものに限る。
建設年月	年 月
階数	<input type="checkbox"/> 平家建て <input type="checkbox"/> 2階建て <input type="checkbox"/> 3階建て
2) 耐震診断	
実施年月	
診断士名	
3) 改修計画（予定）	
請負者	
対象計画 作成費（a）	円 ※裏面にて算出
4) 耐震改修工事（耐震改修工事分）（予定）	
予定工期	
請負者	
対象工事費 （耐震改修工事分）（b）	円 ※裏面にて算出
5) 交付申請額（c）	円 ※裏面にて算出
6) 耐震改修工事（防火改修工事分）（予定）	
対象工事費 （防火改修工事分）	円 ※裏面にて算出
7) 交付申請額（d）	円 ※裏面にて算出
8) 交付申請額合計 （e） = （c） + （d）	円

9) 添付書類	<input type="checkbox"/> 所有者及び建築年月日が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 所有者と申請者の関係が確認できる書類 (所有者と申請者が異なる場合のみ) <input type="checkbox"/> 納税義務者が確認できる書類 (所有者が不明の場合のみ) <input type="checkbox"/> 耐震診断結果に係る資料 (※長崎市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱第2章の耐震診断支援事業を利用しなかった場合に限る。) (以下は、第12条第3項に基づく申請の場合は不要) <input type="checkbox"/> 仕様書、補強計算書等の耐震改修計画の概要書 <input type="checkbox"/> 耐震改修工事の内容を示す平面図その他の図面 <input type="checkbox"/> 耐震改修工事に係る経費の内訳書 <input type="checkbox"/> 耐震改修工事の予定箇所の写真 (以下は、第12条第3項に基づく申請の場合のみ必要) <input type="checkbox"/> 耐震改修計画の作成に要する費用の見積書
10) 申出事項	改修部分について他の制度に基づく補助等の有無 → (有・無)
11) 対象計画作成費及び交付申請額 (a) の算出	
対象計画作成費 (a)	(計画作成見積額から消費税等相当額を除いた額) 円 … ①
12) 対象工事費 (耐震改修工事分) (b) の算出	
対象工事費 (耐震改修工事分) (b)	(工事見積額から消費税等相当額を除いた額) 円 … ②
13) 交付申請額 (c) の算出	
交付申請額 (c)	補助対象経費 (②) 円 × () = 円 … ③
	補助上限額 () 円 … ④
	③又は④のいずれか少ない額 (1,000円未満を切り捨て) _____円 … ⑤
14) 交付申請額 (d) の算出	
対象工事費 (防火改修工事分)	(工事見積額から消費税等相当額を除いた額) 円 … ⑥
交付申請額の算出	補助対象経費 (⑥) 円 × 0.5 = 円 … ⑦
	補助上限額 300,000円 … ⑧
交付申請額 (d)	円 (⑦又は⑧のいずれか少ない額 (1,000円未満を切り捨て))

受付機関	市

年 月 日

(あて先) 長崎市長

申請者住所

氏名



電話

長崎市安全・安心住まいづくり除却工事支援事業補助金交付申請書

除却工事を実施したいので、長崎市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

1) 住宅の概要			
所在地	長崎県長崎市		
種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 <small>※延べ床面積の過半の部分が住宅の用に供するものに限る。</small>		
建設年月	年 月		
階数	<input type="checkbox"/> 平家建て <input type="checkbox"/> 2階建て <input type="checkbox"/> 3階建て		
2) 耐震診断			
実施年月	年 月 日	耐震診断士名	
3) 除却工事			
予定工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
(予定) 請負者			
補助対象経費	円	※裏面にて算出	
交付申請額	円	※裏面にて算出	
4) 添付書類	<input type="checkbox"/> 除却工事の内容を示す平面図及び床面積求積図 <input type="checkbox"/> 除却工事に係る経費の内訳書 <input type="checkbox"/> 除却工事の予定箇所の写真 <input type="checkbox"/> 耐震診断結果に係る資料 (※長崎市安全・安心住まいづくり支援事業実施要綱第 2 章の規定による耐震診断支援事業を利用しなかった場合に限る。) <input type="checkbox"/> その他 ()		
5) 申出事項	本工事について本市の他の制度に基づく補助の有無 → (有・無)		

6) 対象工事費及び交付申請額の算出

交付申請額 の算出	対象工事の見積金額(消費税等相当額を除いた額)	円 … ①
	(①) 円×23%=	円 … ②
	補助上限額	300,000円 … ③
交付申請額	円 (②又は③のいずれか少ない額の1,000円未満を切り捨て)	

受付機関	市